

大分大学医学部附属病院執行部会議細則

令和5年6月23日制定

令和5年医学部附属病院細則第1-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院執行部会議（以下「執行部会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 執行部会議は、病院長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について協議し、助言又は提言を行う。

- (1) 大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の運営に関する重要事項
- (2) 本院における意見調整が必要な事項
- (3) その他病院長が必要と認める事項

(構成)

第3条 執行部会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 病院長補佐
- (4) 医療技術部長
- (5) その他病院長が必要と認める者

2 前項第5号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 執行部会議に議長を置き、病院長をもって充てる。

2 議長は、執行部会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことが

できる。

(専門委員会)

第7条 執行部会議に、特定の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 執行部会議の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、執行部会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。